

# 記入例

下記の「記入例」を参考に「口座振替のお申し込み用紙」(口座封筒)に必要な事項を黒のボールペンでご記入・ご捺印ください。印影が乾きましたら、別ファイル「口座封筒作成の手順」を参考に封筒を作成し、郵送してください(切手は不要です)。

## 個人の場合の記入例

上下水道料金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 **収**・**加**  
 取扱金融機関 御中 年 月 日

名古屋市上下水道局が請求する下記のお客さま番号の水道料金及び下水道使用料(申込日以降新たに下水道使用料が請求されることになった場合は、当該下水道使用料も含む。)を下記取引口座から、口座振替または自動払込により支払うこととしたいので表記約定を確認のうえ、上下水道局を経由して依頼いたします。  
申込書に記入した年月日をご記入ください。

お 客 さ ま 番 号								
1	1	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ) スイ ドウ タ ロウ								
お 客 さ ま 名 水 道 太 郎								
ご使用の住所 名古屋市中区三の丸三丁目1-1								

◆お取引口座

ゆうちょ銀行以外のご契約金融機関	銀行	農協	本店
店番	預金種別	口座番号	
8 8 8	1. 普通	2. 当座 7 6 5 4 3 2 1	
契約種別 22	通帳記号	通帳番号 (右づめ)	
ゆうちょ銀行	00890-5-960523	1 1 2 3 0 1 8 7 6 5 4 3 2 1	
私込先加入者名		私込日	
名古屋上下水道局		名古屋上下水道局の指定する日	
(フリガナ)	スイドウ	タナコ	金融機関お届出印
預貯金口座名義	水道 花子		
領収書の送付先を水道ご使用の住所以外の場所にご希望の方のみご記入ください。			電話(自宅・勤務先)
〒 ( - )			( 000 ) 000-0000

数字は右づめでご記入ください。

預金通帳の名義の通り肩書き・氏名等を正確にご記入ください。

★ 訂正をする場合は、二重線で訂正後、金融機関お届出印をご使用ください。

## 法人の場合の記入例

上下水道料金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 **収**・**加**  
 取扱金融機関 御中 年 月 日

名古屋市上下水道局が請求する下記のお客さま番号の水道料金及び下水道使用料(申込日以降新たに下水道使用料が請求されることになった場合は、当該下水道使用料も含む。)を下記取引口座から、口座振替または自動払込により支払うこととしたいので表記約定を確認のうえ、上下水道局を経由して依頼いたします。  
申込書に記入した年月日をご記入ください。

お 客 さ ま 番 号								
1	1	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ) カブシキカイシャ スイドウ								
お 客 さ ま 名 株 式 会 社 水 道								
ご使用の住所 名古屋市中区三の丸三丁目1-1								

◆お取引口座

ゆうちょ銀行以外のご契約金融機関	銀行	農協	本店
店番	預金種別	口座番号	
8 8 8	1. 普通	2. 当座 7 6 5 4 3 2 1	
契約種別 22	通帳記号	通帳番号 (右づめ)	
ゆうちょ銀行	00890-5-960523	1 1 2 3 0 1 8 7 6 5 4 3 2 1	
私込先加入者名		私込日	
名古屋上下水道局		名古屋上下水道局の指定する日	
(フリガナ)	カ) スイドウ	ダイヒョウトリシマリヤク	スイドウタロウ
預貯金口座名義	株式会社水道		金融機関お届出印
代表取締役		水道 太郎	
領収書の送付先を水道ご使用の住所以外の場所にご希望の方のみご記入ください。			電話(自宅・勤務先)
〒 ( - )			( 000 ) 000-0000

数字は右づめでご記入ください。

★ 預貯金口座名義のフリガナの略号は、次のとおりです。  
 株式会社:カ、有限会社:ユ、合名会社:メ、合資会社:シ、相互会社:ソ

★ 金融機関にお届けされている肩書き・氏名等を正確にご記入ください。会社名義等で代表者がある場合は必ず代表者名もご記入ください。

★ 訂正をする場合は、二重線で訂正後、金融機関お届出印をご使用ください。

## 約定(お客さま控)

- 1 水道料金及び下水道使用料の納入通知書が貴金融機関に送付されたときは、私に通知しないで振替日に指定預金口座から前記通知書記載の金額を払い出し、上下水道局の預金口座へ振り込んでください。
- 2 この手続については、当座勘定規定または預金約定にかかわらず、小切手の提出または預金通帳及び預金支払請求書の提出などいたしませんから、貴金融機関所定の方法でお取り扱いください。
- 3 振替日において指定預金残高が納入通知書の金額に満たないときは、私に通知することなく当該納入通知書を返却されても異議ありません。
- 4 私の「お客さま番号」が変更になった場合は、変更後の「お客さま番号」で引き続き取り扱ってもさしつかえありません。
- 5 この取扱いは、貴金融機関が必要と認めた場合は、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- 6 この取扱いについて、かりに紛議が生じても貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関には迷惑はかけません。
- 7 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。